



宮 崎 県 公 報

令和2年11月30日(月曜日) 第 160 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1
- 民有林の保安林の指定予定(自然環境課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定(") 2

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の合格者(企業振興課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出(農村整備課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)(") 2

頁

- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課) 3
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出 4
- 資金管理団体の指定の届出 5
- 海区漁業調整委員会告示**
- 宮崎海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示 5
- 内水面漁場管理委員会告示**
- 宮崎県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示 8

告 示

宮崎県告示第 939号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いざき調剤薬局	都城市蔵原町1街区7号	令和2年10月31日
黒木内科医院	児湯郡高鍋町大字北高鍋2603番地	令和2年10月31日

宮崎県告示第 940号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
いざき調剤薬局N	都城市蔵原町1街区7	令和2年11月1日

T	号	
黒木内科医院	児湯郡高鍋町大字北高鍋2603番地	令和2年11月1日
アイレHDクリニック串間	串間市西浜1丁目5番地3	令和2年11月2日

宮崎県告示第 941号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字中尾 401
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 942号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

る。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	細島	30-1	地滑り
	地内	32-1	地滑り
	梶木谷川2	09-206-1-053	土石流
	梶木谷川5	09-206-1-059	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 943号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
美郷町	折立	33-01	地滑り
	鬼神野	33-02	地滑り
	田出原	33-03	地滑り
	弓弦葉	農33-1	地滑り
	又江	I-1-1253	急傾斜地の崩壊
	又江-新①	I-1-1253-新①	急傾斜地の崩壊
	又江1	II-1-6845	急傾斜地の崩壊
	安蔵	II-1-6846	急傾斜地の崩壊
	椋葉	II-1-6903	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 944号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
美郷町	又江	I-1-1253	急傾斜地の崩壊
	又江-新①	I-1-1253-新①	急傾斜地の崩壊
	又江1	II-1-6845	急傾斜地の崩壊
	安蔵	II-1-6846	急傾斜地の崩壊
	椋葉	II-1-6903	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和 2 年 11 月 13 日に実施した令和 2 年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1、4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	仁田脇七郎	宮崎市新別府町藺田 156番地 1

（任期：令和 5 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	岩切典雄	宮崎市学園木花台南 2 丁目 16 番地 11

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高千穂土地改良区（高千穂町）から令和 2 年 10 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）から令和 2 年11月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、割付地区県営土地改良事業（都城市、県営ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年11月30日から令和 2 年12月28日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内

都城市役所高崎総合支所産業建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 2 年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-01)第7739号	シゲル工業	茂 幸三郎	宮崎県延岡市川島町37-23-1	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和 2 年10月28日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 10353号	(有)三和産業	中野 昭信	宮崎県都城市今町7686-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和 2 年10月23日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 12074号	(有)都技建	坂本 由孝	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折8769	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業	令和 2 年10月26日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 12820号	岩満設備	岩満 孝次	宮崎県都城市鷹尾3-34-37	一般	管工事業	令和 2 年10月23日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第 13877号	八垣塗装	八垣 英俊	宮崎県延岡市浜砂3-101-8	一般	塗装工事業	令和 2 年10月28日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第 13890号	坂川空調	坂川 清二	宮崎県宮崎市生目台西1-12-5	一般	管工事業	令和 2 年10月30日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第 11612号	穂北塗装	中武 信幸	宮崎県西都市大字南方2345-1	一般	防水工事業	令和 2 年10月21日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 12860号	細川建設工業(株)	細川 直喜	宮崎県延岡市二ツ島町8664-7	一般	石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	令和 2 年10月7日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第 13255号	(株)まつもと	松本 隆	宮崎県宮崎市吉村町江田原甲 296	一般	造園工事業	令和 2 年10月14日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年10月14日 (一部廃業)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 11 月 30 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届

○政党の支部

(イ) 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院宮崎県第 1 選挙区支部	外 山 齋	富 田 敏 康	宮崎市松橋 1 丁目 16-11 カルナコート 1 F	衆議院議員	○	令和 2 年 9 月 23 日
国民民主党宮崎県第 2 区総支部	長 友 慎 治	下 田 英 樹	延岡市中町 2-2-20	衆議院議員	○	令和 2 年 9 月 23 日
立憲民主党宮崎県第 1 区総支部	渡 辺 創	蔵 坪 伸 英	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	衆議院議員	○	令和 2 年 9 月 28 日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民民主党宮崎県第 1 区総支部	黒 木 通 哲	黒 木 通 哲	宮崎市橋通東 1-12-5-1 コスモ橋東 202	○	令和 2 年 9 月 23 日
国民民主党宮崎県総支部連合会	田 口 雄 二	本 部 仁 俊	延岡市中町 2-2-20	○	令和 2 年 9 月 25 日
立憲民主党宮崎県総支部連合会	渡 辺 創	蔵 坪 伸 英	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	○	令和 2 年 9 月 28 日
自由民主党宮崎県東諸県郡第一支部	日 高 利 夫	津 江 一 秀	東諸県郡国富町大字嵐田 787 番地	○	令和 2 年 10 月 2 日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ボトムアップ宮崎	富 井 寿 一	上 沖 篤 史	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和 2 年 9 月 7 日
上野信吾後援会	上 野 信 吾	吉 田 暁 生	宮崎市祇園 3 丁目 217-1	令和 2 年 9 月 28 日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県看護連盟支部	渡 部 京 子	会 計 責 任 者	三 浦 優 子	松 元 勝 子	令和2年9月1日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎県看護連盟	渡 部 京 子	会 計 責 任 者	三 浦 優 子	松 元 勝 子	令和2年9月1日
大村嘉一郎後援会	河 野 英 樹	会 計 責 任 者	大 村 真 代	曾 我 部 久 美 子	令和2年9月24日
赤江地区連合成山会	川 越 光 義	会 計 責 任 者	隈 元 守 正	福 島 啓 而	令和2年10月1日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党宮崎県第1区総支部	黒 木 通 哲	令和2年9月11日
国民民主党宮崎県第2区総支部	長 友 慎 治	令和2年9月11日
国民民主党宮崎県総支部連合会	田 口 雄 二	令和2年9月11日
立憲民主党宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	令和2年9月14日
立憲民主党宮崎県連合	渡 辺 創	令和2年9月14日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
住吉成山会	後 藤 隆 一	令和2年10月3日

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
上 野 信 吾	宮崎市議会議員（候補者等）	上野信吾後援会	宮崎市祇園3丁目 217-1	令和2年9月28日

海区漁業調整委員会告示

宮崎海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年11月30日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎海区漁業調整委員会告示第1号

宮崎海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示

宮崎海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する規程（平成7年宮崎海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）<u>第10条、第34条第 4 項、第37条第 1 項、第38条第 1 項並びに第39条第 1 項、第 2 項及び第13項（法第36条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第38条第 3 項の規定による処分に係る意見の聴取の<u>手続き</u>については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第 2 条 委員会において、意見の聴取（<u>法第10条の規定による処分</u>に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその、<u>決議</u>をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第 3 条 委員会は、意見の聴取においては、<u>討論及び表決を行ってはならない。</u></p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第 4 条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の 2 週間前までに、<u>令第 1 条の 2</u>において準用する行政手続法第15条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で<u>意見の聴取の期日</u>を変更することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに<u>令第 1 条の 2</u>において準用する行政手続法第17条第 1 項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>(参加人の参加許可の手續)</p> <p>第 7 条 <u>令第 1 条の 2</u>において準用する行政手続法第17条第 1 項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。</p> <p>(文書等の閲覧の手續)</p> <p>第 8 条 <u>法第34条第 7 項（法第36条第 3 項、第37条第 4 項、第38条第 5 項並びに第39条第 4 項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。</u></p> <p>2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第 3 項及び第12条第 2 項において「<u>当事者等</u>」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、<u>閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は、意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）<u>第69条、第86条第 1 項、第89条第 1 項、第92条第 1 項及び第 2 項並びに第93条第 1 項（法第88条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 116条第 2 項及び第 3 項並びに第 177条第14項において準用する同条第 6 項の規定による処分に係る意見の聴取の<u>手續</u>については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第 2 条 委員会において、意見の聴取（<u>法第69条の規定による処分</u>に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその<u>決議</u>をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第 3 条 委員会は、意見の聴取においては、<u>討論及び表決を行わない。</u></p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第 4 条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の 2 週間前までに、<u>令第 9 条第 1 項</u>において準用する行政手続法第15条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、<u>意見の聴取の期日及び場所</u>を変更することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに<u>令第 9 条第 1 項</u>において準用する行政手続法第17条第 1 項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>(参加人の参加許可の手續)</p> <p>第 7 条 <u>令第 9 条第 1 項</u>において準用する行政手続法第17条第 1 項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。</p>

準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 [略]

（弁明書の記載事項）

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

（1）～（7） [略]

2 [略]

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

（2）・（3） [略]

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」と

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 [略]

（陳述書の記載事項）

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

（1）～（7） [略]

2 [略]

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

（2）・（3） [略]

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」と

<p>るのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第15条</u> 第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び<u>第13条</u>の規定は、<u>法第10条</u>の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。</p>	<p>あるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p><u>第14条</u> 第2条から第6条まで、<u>第9条</u>、<u>第10条</u>及び<u>第12条</u>の規定は、<u>法第69条</u>の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。</p>
--	--

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

宮崎県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年11月30日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

宮崎県内水面漁場管理委員会告示第1号

宮崎県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する規程（平成7年宮崎県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（法第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手續きについては、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（<u>法第10条</u>の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 委員会は、意見の聴取においては、<u>討論及び表決を行って</u><u>はならない。</u></p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で<u>意見の聴取の期日</u>を変更することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第69条、第86条第1項、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項</u>の規定による処分に係る意見の聴取の手續については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（<u>法第69条</u>の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 委員会は、意見の聴取においては、<u>討論及び表決を行わな</u><u>い。</u></p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(意見の聴取の期日等の変更)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、<u>意見の聴取の期日及び場所</u>を変更することができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに<u>令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p>

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項(法第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は、意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 [略]

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) [略]

2 [略]

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2)・(3) [略]

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 [略]

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

(1)～(7) [略]

2 [略]

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(2)・(3) [略]

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項

規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

（準用）

第15条 第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。

の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

（準用）

第14条 第2条から第6条まで、第9条、第10条及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取について準用する。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。